# 水際強化措置に係る指定国・地域一覧

令和４年２月１０日時点

資料４の１

## １　２月１０日付けの追加指定：検疫所の宿泊施設での待機期間の変更

【2月13日午前0時以降適用開始】

待機なし　→　３日間待機　：　アルバニア、イラク、インドネシア、ミャンマー

３日間待機　→　６日間待機　：　ウズベキスタン、エジプト、ネパール、パキスタン

【2月11日午前0時以降適用開始】

６日間待機　→　３日間待機　：　アンゴラ、エスワティニ、韓国、ケニア、コンゴ民主共和国、ザンビア、ジンバブエ、タンザニア、ナイジェリア、ナミビア、米国（テキサス州、ハワイ州、マサチューセッツ州）、ボツワナ、マラウイ、南アフリカ共和国、モザンビーク、レソト

３日間待機　→　待機なし　：　ガーナ、カザフスタン、カタール、シエラレオネ、セネガル、チュニジア、ドミニカ共和国、トリニダード・トバゴ、マルタ

## ２　水際強化措置に係る指定国・地域一覧

### （1）検疫所の宿泊施設での10日間待機措置の対象国・地域（0か国）

なし

### （2）検疫所の宿泊施設での6日間待機（退所後、入国後7日目まで自宅等待機）措置の対象国・地域　（14か国・地域）

イタリア、ウズベキスタン、英国、エジプト、オランダ、スウェーデン、デンマーク、ドイツ、ネパール、ノルウェー、パキスタン、フランス、米国（イリノイ州、カリフォルニア州、ニューヨーク州、フロリダ州）、ポルトガル

### （3）検疫所の宿泊施設での3日間待機（退所後、入国後7日目まで自宅等待機）措置の対象国・地域　（69か国・地域）

アイスランド、アイルランド、アラブ首長国連邦、アルゼンチン、アルバニア、アンゴラ、イスラエル、イラク、インド全土、インドネシア、エクアドル、エストニア、エスワティニ、オーストラリア全土、オーストリア、カナダ全土、韓国、カンボジア、キプロス、ギリシャ、キルギス、クロアチア、ケニア、コロンビア、コンゴ民主共和国、サウジアラビア、ザンビア、ジョージア、ジンバブエ、スイス、スペイン、スリランカ、スロバキア、スロベニア、タイ、タンザニア、チェコ、チリ、トルコ、ナイジェリア、ナミビア、パナマ、ハンガリー、バングラデシュ、フィジー、フィリピン、フィンランド、ブラジル（アマゾナス州、サンタカタリーナ州、サンパウロ州、パラナ州、マットグロッソドスール州、ミナスジェライス州、リオデジャネイロ州）、仏領レユニオン島、米国全土（上記（2）の州を除く）、ペルー、ベルギー、ボツワナ、ポーランド、マラウイ、ミャンマー、南アフリカ共和国、メキシコ、モザンビーク、モルディブ、モンゴル、ヨルダン、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク、ルーマニア、レソト、レバノン、ロシア全土

（計82か国・地域）

※指定国全体の合計数は6日間待機国と3日間待機国において重複があるため、必ずしも上記2つの合計とは一致しない。

資料４の２

# 新型コロナウイルス感染症に関する

# 新たな水際対策措置

2022 年２月１０日

１　２月１３日午前０時以降、以下の国・地域からの帰国者・入国者について、検疫所の宿泊施設での待機期間を変更することとします。

アルバニア、イラク、インドネシア、ウズベキスタン、エジプト、ネパール、パキスタン、ミャンマー

２　２月１１日午前０時以降、以下の国・地域からの帰国者・入国者について、検疫所の宿泊施設での待機期間を変更することとします。

アンゴラ、エスワティニ、韓国、ケニア、コンゴ民主共和国、ザンビア、ジンバブエ、タンザニア、ナイジェリア、ナミビア、米国（テキサス州、ハワイ州、マサチューセッツ州）、ボツワナ、マラウイ、南アフリカ共和国、モザンビーク、レソト

３　２月１１日午前０時以降、以下の国・地域からの帰国者・入国者について、検疫所の宿泊施設での待機を求めないこととします。

ガーナ、カザフスタン、カタール、シエラレオネ、セネガル、チュニジア、ドミニカ共和国、トリニダード・トバゴ、マルタ

４　措置の詳細は、以下の別紙を参照してください。

別紙１「水際強化措置に係る指定国・地域一覧（令和４年２月１０日時点）」

（ https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdf2/0210_list.pdf ）

別紙２「水際対策強化に係る新たな措置（１７）」

（ https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdf2/0210_17.pdf ）

別紙３「水際対策強化に係る新たな措置（２０）」

（ https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdf2/0210_20.pdf ）

別紙４「水際対策強化に係る新たな措置（２４）」

（ https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdf2/0111_24.pdf ）

別紙５「水際対策強化に係る新たな措置（２６）」

（ https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdf2/0128_26.pdf ）

※ 外務省感染症危険情報発出国については、外務省海外安全ホームページを御確認ください。（ https://www.anzen.mofa.go.jp/ ）

※ 査証制限措置対象国については外務省ホームページを御確認ください。（ https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page4_005130.html ）

（問い合わせ窓口）

○厚生労働省新型コロナウイルス感染症相談窓口（検疫の強化）

日本国内から：0120-565-653

海外から：+81-3-3595-2176（日本語、英語、中国語、韓国語に対応）

○出入国在留管理庁（入国拒否、日本への再入国）

電話：（代表）03-3580-4111（内線 4446、4447）

○外国人在留支援センター内外務省ビザ・インフォメーション

電話：0570-011000（ナビダイヤル：案内に従い、日本語の「1」を選んだ後、「5」を押してください。）一部の IP 電話からは、03-5363-3013

○海外安全ホームページ

https://www.anzen.mofa.go.jp/ （PC 版・スマートフォン版）

http://www.anzen.mofa.go.jp/m/mbtop.html （モバイル版）

資料４の３

# 水際対策上特に対応すべき変異株等に対する指定国・地域について
（要旨）

以下の 33 か国・地域の「水際対策上特に対応すべき変異株に対する指定国・地域」については、今般、水際措置の変更を行うこととします。

アルバニア、アンゴラ、イラク、インドネシア、ウズベキスタン、エジプト、エスワティニ、ガーナ、カザフスタン、カタール、韓国、ケニア、コンゴ民主共和国、ザンビア、シエラレオネ、ジンバブエ、セネガル、タンザニア、チュニジア、ドミニカ共和国、トリニダード･トバゴ、ナイジェリア、ナミビア、ネパール、パキスタン、米国（テキサス州、ハワイ州、マサチューセッツ州）、ボツワナ、マラウイ、マルタ、南アフリカ共和国、ミャンマー、モザンビーク、レソト

１　ウズベキスタン、エジプト、ネパール、パキスタンからのすべての入国者及び帰国者については、これまでは、検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）で３日間待機いただき、入国後３日目に改めて検査を受けていただくこととしておりましたが、令和４年２月 13 日午前０時からは、検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）で６日間待機いただき、入国後３日目及び６日目に改めて検査を受けていただくことになります。

２　アルバニア、イラク、インドネシア、ミャンマーからのすべての入国者及び帰国者については、令和４年２月 13 日午前０時からは検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）で３日間待機いただき、入国後３日目に改めて検査を受けていただくことになります。

３　アンゴラ、エスワティニ、韓国、ケニア、コンゴ民主共和国、ザンビア、ジンバブエ、タンザニア、ナイジェリア、ナミビア、米国（テキサス州、ハワイ州、マサチューセッツ州）、ボツワナ、マラウイ、南アフリカ共和国、モザンビーク、レソトからのすべての入国者及び帰国者については、これまでは、検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）で６日間待機いただき、入国後３日目及び６日目に改めて検査を受けていただくこととしておりましたが、令和４年２月 11 日午前０時からは、検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）で３日間待機いただき、入国後３日目に改めて検査を受けていただくことになります。

４　ガーナ、カザフスタン、カタール、シエラレオネ、セネガル、チュニジア、ドミニカ共和国、トリニダード・トバゴ、マルタからのすべての入国者及び帰国者については、これまでは、検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）で３日間待機いただき、入国後３日目に改めて検査を受けていただくこととしておりましたが、令和４年２月 11 日午前０時からは、入国時の検査で陰性と判定された方については、検疫所長の指定する場所での待機及び入国後３日目の検査を求めないこととし、入国後７日間の自宅等での待機をしていただくことになります。

【参考】以上を踏まえ、「水際対策上特に対応すべき変異株に対する指定国・地域」又は「水際対策上特に対応すべき変異株以外の新型コロナウイルスに対する指定国・地域」に指定されている国・地域は、以下の 82 か国・地域です。

（１）検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）で６日間待機、入国後３日目及び６日目の検査が求められる国・地域

イタリア、ウズベキスタン、英国、エジプト、オランダ、スウェーデン、デンマーク、ドイツ、ネパール、ノルウェー、パキスタン、フランス、米国（イリノイ州、カリフォルニア州、ニューヨ

ーク州、フロリダ州）、ポルトガル

（２）検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）で３日間待機、入国後３日目の検査が求められる国・地域

アイスランド、アイルランド、アラブ首長国連邦、アルゼンチン、アルバニア、アンゴラ、イスラエル、イラク、インド全土、インドネシア、エクアドル、エストニア、エスワティニ、オーストラリア全土、オーストリア、カナダ全土、韓国、カンボジア、キプロス、ギリシャ、キルギス、クロアチア、ケニア、コロンビア、コンゴ民主共和国、サウジアラビア、ザンビア、ジョージア、ジンバブエ、スイス、スペイン、スリランカ、スロバキア、スロベニア、タイ、タンザニア、チェコ、チリ、トルコ、ナイジェリア、ナミビア、パナマ、ハンガリー、バングラデシュ、フィジー、フィリピン、フィンランド、ブラジル（アマゾナス州、サンタカタリーナ州、サンパウロ州、パラナ州、マットグロッソドスール州、ミナスジェライス州、リオデジャネイロ州）、仏領レユニオン島、米国全土（６日間待機等が求められる州を除く）、ペルー、ベルギー、ポーランド、ボツワナ、マラウイ、南アフリカ共和国、ミャンマー、メキシコ、モザンビーク、モルディブ、モンゴル、ヨルダン、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク、ルーマニア、レソト、レバノン、ロシア全土

（以上）

別添１

令和３年９月 17 日
最終改訂　令和３年 11 月 26 日

水際対策強化に係る新たな措置（１７）に基づく
水際対策上特に対応すべき変異株の指定について

厚生労働省
健康局
結核感染症課
健康課
医薬・生活衛生局
検疫所業務課

外務省領事局政策課

「水際対策強化に係る新たな措置（１７）」（令和３年９月 17 日）（以下「措置（１７）」という。）に基づき、外務省及び厚生労働省において確認の都度、指定し公表するとされている水際対策上特に対応すべき変異株は以下のとおりです。

措置（１７）に基づく、水際対策上特に対応すべき変異株

| 変異株名 | 指定日 | 指定解除日 |
|---|---|---|
| B.1.351 系統の変異株（ベータ株）<br>P.1 系統の変異株（ガンマ株）<br>C.37 系統の変異株（ラムダ株）<br>B.1.621 系統の変異株（ミュー株） | 令和３年９月 17 日 | |
| B.1.617.2 系統の変異株（デルタ株）<br>B.1.525 系統の変異株（イータ株）<br>B.1.526 系統の変異株（イオタ株）<br>B.1.617.1 系統の変異株（カッパ株） | 令和３年９月 17 日 | 令和３年９月 27 日 |
| B.1.1.529 系統の変異株（オミクロン株） | 令和３年 11 月 26 日 | |

（以上）

別添２

令和３年９月 17 日
最終改訂　令和４年２月 10 日

水際対策強化に係る新たな措置（１７）に基づく
指定国・地域について

厚生労働省
健康局
結核感染症課
健康課
医薬・生活衛生局
検疫所業務課

外務省領事局政策課

「水際対策強化に係る新たな措置（１７）」（令和３年９月 17 日）（以下「措置（１７）」という。）に基づき、外務省及び厚生労働省において確認の都度、指定し公表するとされている、「水際対策上特に対応すべき変異株等に対する指定国・地域」は以下のとおりです。

１．宿泊施設にて 10 日間の待機対象となる「水際対策上特に対応すべき変異株」に対する指定国・地域（再入国原則拒否の対象）（措置（１７）の１．（１）の全文に基づく措置の対象国・地域）

| 国・地域 | 指定日 | 宿泊施設での待機措置の実施開始日時（日本時間） | 再入国原則拒否措置の実施開始日時（日本時間） |
|---|---|---|---|
| | | | |

２．宿泊施設にて 10 日間の待機対象となる「水際対策上特に対応すべき変異株」に対する指定国・地域（措置（１７）の１．（１）の前段に基づく措置の対象国・地域）

| 国・地域 | 指定日 | 宿泊施設での待機措置の実施開始日時（日本時間） |
|---|---|---|
| | | |

３．宿泊施設にて６日間の待機対象となる「水際対策上特に対応すべき変異株」に対する指定国・地域（再入国原則拒否の対象）（措置（１７）の１．（２）の全文に基づく措置の対象国・地域）

| 国・地域 | 指定日 | 宿泊施設での待機措置の実施開始日時（日本時間） | 再入国原則拒否措置の実施開始日時（日本時間） |
|---|---|---|---|
| | | | |

４．宿泊施設にて６日間の待機対象となる「水際対策上特に対応すべき変異株」に対する指定国・地域（措置（１７）の１．（２）の前段に基づく措置の対象国・地域）

| 国・地域 | 指定日 | 宿泊施設での待機措置の実施開始日時（日本時間） |
|---|---|---|
| イタリア、英国、オランダ | 令和３年11月29日 | 令和３年12月１日午前０時 |
| スウェーデン、ドイツ、ポルトガル | 令和３年12月１日 | 令和３年12月３日午前０時 |
| デンマーク | 令和３年12月10日 | 令和３年12月13日午前０時 |
| ノルウェー | 令和３年12月13日 | 令和３年12月16日午前０時 |
| 米国（ニューヨーク州） | 令和３年12月17日 | 令和３年12月20日午前０時 |
| フランス | 令和３年12月21日 | 令和３年12月24日午前０時 |
| 米国（イリノイ州） | 令和３年12月23日 | 令和３年12月26日午前０時 |
| 米国（カリフォルニア州、フロリダ州） | 令和３年12月27日 | 令和３年12月30日午前０時 |
| ウズベキスタン、エジプト、ネパール、パキスタン | 令和４年２月10日 | 令和４年２月13日午前０時 |

※ アンゴラ、エスワティニ、韓国、ケニア、コンゴ民主共和国、ザンビア、ジンバブエ、タンザニア、ナイジェリア、ナミビア、米国（テキサス州、ハワイ州、マサチューセッツ州）、ボツワナ、マラウイ、南アフリカ共和国、モザンビーク、レソトについては上記４．の対象国・地域に指定していたところ、今般、この指定を変更することとし、令和４年２月11日午前０時以降の入国者及び帰国者については、下記５．の対象国・地域としての措置を実施することとする。なお、令和４年２月11日午前０時までは現在の措置を継続するものとする。

５．宿泊施設にて３日間の待機対象となる「水際対策上特に対応すべき変異株」に対する指定国・地域（措置（１７）の１．（３）に基づく措置の対象国・地域）

| 国・地域 | 指定日 | 宿泊施設での待機措置の実施開始日時（日本時間） |
|---|---|---|
| エクアドル、コロンビア | 令和３年11月５日 | 令和３年11月８日午前０時 |
| オーストリア、チェコ、ベルギー | 令和３年11月29日 | 令和３年12月１日午前０時 |
| スペイン | 令和３年11月30日 | 令和３年12月２日午前０時 |
| スイス、ブラジル（サンパウロ州）、仏領レユニオン島 | 令和３年12月１日 | 令和３年12月３日午前０時 |
| アイルランド | 令和３年12月２日 | 令和３年12月４日午前０時 |
| ギリシャ | 令和３年12月３日 | 令和３年12月５日午前０時 |
| クロアチア | 令和３年12月７日 | 令和３年12月９日午前０時 |
| アイスランド | 令和３年12月９日 | 令和３年12月12日午前０時 |
| チリ | 令和３年12月10日 | 令和３年12月13日午前０時 |
| キプロス、フィンランド | 令和３年12月13日 | 令和３年12月16日午前０時 |
| エストニア | 令和３年12月14日 | 令和３年12月17日午前０時 |
| スロベニア、レバノン | 令和３年12月16日 | 令和３年12月19日午前０時 |
| アルゼンチン、ペルー | 令和３年12月20日 | 令和３年12月23日午前０時 |
| イスラエル、ハンガリー | 令和３年12月21日 | 令和３年12月24日午前０時 |

| | | |
|---|---|---|
| スロバキア、米国全土（６日間待機等が求められる州を除く）、リトアニア、ロシア全土 | 令和３年12月22日 | 令和３年 12 月 25 日午前０時 |
| ジョージア、ポーランド、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク | 令和３年12月23日 | 令和３年 12 月 26 日午前０時 |
| カナダ全土 | 令和３年12月24日 | 令和３年 12 月 27 日午前０時 |
| アラブ首長国連邦 | 令和４年１月４日 | 令和４年１月７日午前０時 |
| フィリピン | 令和４年１月７日 | 令和４年１月 10 日午前０時 |
| トルコ | 令和４年１月 11 日 | 令和４年１月 14 日午前０時 |
| インド全土、タイ、メキシコ、モルディブ | 令和４年１月 14 日 | 令和４年１月 17 日午前０時 |
| オーストラリア全土、フィジー、ブラジル（サンタカタリーナ州、ミナスジェライス州、リオデジャネイロ州） | 令和４年１月 18 日 | 令和４年１月 21 日午前０時 |
| サウジアラビア、スリランカ、パナマ、バングラデシュ、ブラジル（アマゾナス州、マットグロッソドスール州）、モンゴル、ルーマニア | 令和４年１月 28 日 | 令和４年１月 31 日午前０時 |
| カンボジア、キルギス、ブラジル（パラナ州）、ヨルダン | 令和４年２月２日 | 令和４年２月５日午前０時 |
| アンゴラ、エスワティニ、韓国、ケニア、コンゴ民主共和国、ザンビア、ジンバブエ、タンザニア、ナイジェリア、ナミビア、ボツワナ、マラウイ、南アフリカ共和国、モザンビーク、レソト | 令和４年２月 10 日 | 令和４年２月 11 日午前０時 |
| アルバニア、イラク、インドネシア、ミャンマー | 令和４年２月 10 日 | 令和４年２月 13 日午前０時 |

※ ウズベキスタン、エジプト、ネパール、パキスタンについては上記５．の対象国・地域に指定していたところ、今般、この指定を変更することとし、令和４年２月 13 日午前０時以降の入国者及び帰国者については、上記４．の対象国・地域としての措置を実施することとする。なお、令和４年２月 13 日午前０時までは現在の措置を継続するものとする。

※ ガーナ、カザフスタン、カタール、シエラレオネ、セネガル、チュニジア、ドミニカ共和国、トリニダード・トバゴ、マルタについては令和４年２月 11 日午前０時より上記５．の対象国・地域の指定を解除することとする。

６．宿泊施設にて３日間の待機対象となる「水際対策上特に対応すべき変異株」以外の新型コロナウイルスに対する指定国・地域（措置（１７）の２．に基づく措置の対象国・地域）

| 国・地域 | 指定日 | 宿泊施設での待機措置の実施開始日時（日本時間） |
|---|---|---|
| | | |

（以上）

参考

# 水際対策強化に係る新たな措置（１７）
## （水際対策上特に対応すべき変異株等に対する指定国・地域について）

令和３年９月 17 日

１．水際対策上特に対応すべき変異株に対する指定国・地域

水際対策上特に対応すべき変異株に関する知見、各国・地域における流行状況、日本への流入状況などのリスク評価、ワクチンの有効性等を踏まえ、各国・地域からの流入リスクを総合的に判断し、本措置に基づく別途の指定に沿って、「水際対策上特に対応すべき変異株に対する指定国・地域」として、下記の追加的措置を実施することとする。

（１）別途指定する国・地域からのすべての入国者及び帰国者に対し、当分の間、検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）での 10 日間の待機を求める。その上で、入国後３日目、６日目及び 10 日目に改めて検査を行い、いずれの検査においても陰性と判定された者については、検疫所が確保する宿泊施設を退所し、入国後 14 日目までの間自宅等での待機を求めることとする。

また、このうち別途指定する国・地域からの在留資格保持者の再入国は、当分の間、特段の事情がない限り、拒否することとする。

（２）別途指定する国・地域からのすべての入国者及び帰国者に対し、当分の間、検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）での６日間の待機を求める。その上で、入国後３日目及び６日目に改めて検査を行い、いずれの検査においても陰性と判定された者については、検疫所が確保する宿泊施設を退所し、入国後 14 日目までの間自宅等での待機を求めることとする。

また、このうち別途指定する国・地域からの在留資格保持者の再入国は、当分の間、特段の事情がない限り、拒否することとする。

（３）別途指定する国・地域からのすべての入国者及び帰国者に対し、当分の間、検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）での３日間の待機を求める。その上で、入国後３日目に改めて検査を行い、陰性と判定された者については、検疫所が確保する宿泊施設を退所し、入国後 14 日目までの間自宅等での待機を求めることとする。

２．水際対策上特に対応すべき変異株以外の新型コロナウイルスに対する指定国・地域

上記１．に基づく指定国・地域以外の国・地域のうち、新型コロナウイルスに関する知見、各国・地域における流行状況、日本への流入状況などのリスク評価、ワクチンの有効性等を踏まえ、各国・地域からの流入リスクを総合的に判断し、流入リスクが高いと判断される国・地域からのすべての入国者及び帰国者に対し、本措置に基づく別途の指定に沿って、「水際対策上特に対応すべき変異株以外の新型コロナウイルスに対する指定国・地域」として、当分の間、検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）での３日間の待機を求める。その上で、入国後３日目に改めて検査を行い、陰性と判定された者については、検疫所が確保する宿泊施設を退所し、入国後 14 日目までの間自宅等待機を求めることとする。

（注１）上記に基づく措置は、令和３年９月 20 日午前０時（日本時間）から行うものとし、同日時までは「水際対策強化に係る新たな措置（１５）」（令和３年６月 28 日）及び「水際対策強化に係る新たな措置（１６）」（令和３年７月６日）による水際対策上特に懸念すべき変異株等に対する指定国・地域への指定及び措置を継続する。令和３年９月 20 日午前０時からの上記に基づく措置の実施に伴い、「水際対策強化に係る新たな措置（１５）」（令和３年６月 28 日）及び「水際対策強化に係る新たな措置（１６）」（令和３年７月６日）による水際対策上特に懸念すべき変異株等に対する指定国・地域への指定及び措置はすべて廃止する。

（注２）上記における水際対策上特に対応すべき変異株は、ワクチンの効果を減弱させる又はワクチンの効果が不明なもの等の変異株とする。当該変異株の指定及び指定の解除については、外務省及び厚生労働省において確認の都度、別添１の書式で公表することとし、「水際対策強化に係る新たな措置（１５）」（令和３年６月 28 日）の別添１の書式は廃止する。

（注３）上記に基づく指定国・地域については、措置の対象となる国・地域の指定、指定内容の変更及び指定の解除について、外務省及び厚生労働省において確認の都度、別添２の書式で公表することとし、「水際対策強化に係る新たな措置（１６）」（令和３年７月６日）の別添の書式は廃止する。

（注４）上記に基づく措置は、本邦への帰国日又は上陸申請日前 14 日以内に上記に基づく指定国・地域における滞在歴のある者を対象とする。

（注５）上記に基づいて、令和３年９月 18 日以降に指定された国・地域については、検疫所長の指定する場所での待機は指定日の３日後の日の午前０時から実施し、在留資格保持者の再入国の原則拒否は指定日の２日後の日の午前０時から実施する。また、今後、上記に基づく指定内容の変更及び指定の解除について、検疫所の指定する場所での待機に係る指定内容の変更及び指定の解除は公表日の３日後の日の午前０時から実施し、在留資格保持者の再入国の原則拒否に係る指定内容の変更及び指定の解除は公表日の２日後の日の午前０時から実施する。

（注６）上記に基づく在留資格保持者の再入国の原則拒否について、指定日の翌日までに再入国許可をもって出国した「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」又は「定住者」の在留資格を有する者が、当該措置対象国・地域から再入国する場合は、原則として、特段の事情があるものとし、また、指定日の２日後以降に出国した者については、この限りではない。なお、「特別永住者」については、この再入国拒否対象とはならない。

（以上）

資料４の４

# オミクロン株（B.1.1.529 系統の変異株）に対する指定国・地域について
（要旨）

アルバニア、イラク、インドネシア、ミャンマーについては、別添のとおり、新たに「オミクロン株（B.1.1.529 系統の変異株）に対する指定国・地域」に指定します。

また、ガーナ、カザフスタン、カタール、シエラレオネ、セネガル、チュニジア、ドミニカ共和国、トリニダード・トバゴ、マルタについては、別添のとおり「オミクロン株（B.1.1.529 系統の変異株）に対する指定国・地域」の指定を解除します。

別添

令和３年 11 月 29 日
最終改訂　令和４年２月 10 日

水際対策強化に係る新たな措置（２０）１．に基づく
指定国・地域について

厚生労働省
健康局
結核感染症課
健康課
医薬・生活衛生局
検疫所業務課

外務省領事局政策課

「水際対策強化に係る新たな措置（２０）」（令和３年 11 月 29 日）に基づき、外務省及び厚生労働省において確認の都度、指定し公表するとされている、「オミクロン株（B.1.1.529 系統の変異株）に対する指定国・地域」は以下のとおりです。

| 国・地域 | 指定日 | 指定の実施開始日時（日本時間） |
|---|---|---|
| アンゴラ、イスラエル、イタリア、英国、エスワティニ、オーストリア、オランダ、ザンビア、ジンバブエ、ドイツ、チェコ、デンマーク、ナミビア、フランス、ベルギー、ボツワナ、マラウイ、南アフリカ共和国、モザンビーク、レソト | 令和 3 年 11 月 29 日 | 令和 3 年 11 月 30 日午前０時 |
| スウェーデン、スペイン、ナイジェリア、ポルトガル | 令和 3 年 11 月 30 日 | 令和 3 年 12 月 1 日午前０時 |
| 韓国、スイス、ブラジル（サンパ | 令和 3 年 12 月 1 日 | 令和 3 年 12 月２日午前０時 |

| | | |
|---|---|---|
| ウロ州）、仏領レユニオン島 | | |
| アイルランド、ノルウェー | 令和３年 12 月２日 | 令和３年 12 月３日午前０時 |
| ギリシャ | 令和３年 12 月３日 | 令和３年 12 月４日午前０時 |
| クロアチア | 令和３年 12 月７日 | 令和３年 12 月８日午前０時 |
| アイスランド | 令和３年 12 月９日 | 令和３年 12 月 10 日午前０時 |
| コンゴ民主共和国、チリ | 令和３年12月10日 | 令和３年 12 月 11 日午前０時 |
| キプロス、パキスタン、フィンランド | 令和３年12月13日 | 令和３年 12 月 14 日午前０時 |
| エストニア、ケニア | 令和３年12月14日 | 令和３年 12 月 15 日午前０時 |
| スロベニア、レバノン | 令和３年12月16日 | 令和３年 12 月 17 日午前０時 |
| タンザニア | 令和３年12月17日 | 令和３年 12 月 18 日午前０時 |
| アルゼンチン、ペルー | 令和３年12月20日 | 令和３年 12 月 21 日午前０時 |
| エジプト、ハンガリー | 令和３年12月21日 | 令和３年 12 月 22 日午前０時 |
| エクアドル、スロバキア、米国全土、リトアニア、ロシア全土 | 令和３年12月22日 | 令和３年 12 月 23 日午前０時 |
| ジョージア、ポーランド、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク | 令和３年12月23日 | 令和３年 12 月 24 日午前０時 |
| カナダ全土 | 令和３年12月24日 | 令和３年 12 月 25 日午前０時 |
| アラブ首長国連邦 | 令和４年１月４日 | 令和４年１月５日午前０時 |
| フィリピン | 令和４年１月７日 | 令和４年１月８日午前０時 |
| コロンビア、トルコ | 令和４年１月 11 日 | 令和４年１月 12 日午前０時 |
| インド全土、タイ、ネパール、メキシコ、モルディブ | 令和４年１月 14 日 | 令和４年１月 15 日午前０時 |
| オーストラリア全土、フィジー、ブラジル（サンタカタリーナ州、ミナスジェライス州、リオデジャネイロ州） | 令和４年１月 18 日 | 令和４年１月 19 日午前０時 |
| ウズベキスタン、サウジアラビア、スリランカ、パナマ、バングラデシュ、ブラジル（アマゾナス州、マットグロッソドスール州）、モンゴル、ルーマニア | 令和４年１月 28 日 | 令和４年１月 29 日午前０時 |
| カンボジア、キルギス、ブラジル（パラナ州）、ヨルダン | 令和４年２月２日 | 令和４年２月３日午前０時 |
| アルバニア、イラク、インドネシア、ミャンマー | 令和４年２月 10 日 | 令和４年２月 11 日午前０時 |

※ガーナ、カザフスタン、カタール、シエラレオネ、セネガル、チュニジア、ドミニカ共和国、トリニダード・トバゴ、マルタについては、令和４年２月 11 日午前０時より「オミクロン株（B.1.1.529 系統の変異株）に対する指定国・地域」の指定を解除します。

（以上）

参考

# 水際対策強化に係る新たな措置（２０）
# （オミクロン株に対する水際措置の強化）

令和３年 11 月 29 日

１．オミクロン株（B.1.1.529 系統の変異株）に対する指定国・地域

水際対策上特に対応すべき新たな変異株のうちオミクロン株（B.1.1.529 系統の変異株）については、本措置に基づき「オミクロン株（B.1.1.529 系統の変異株）に対する指定国・地域」として別途の指定を行う。

２．外国人の新規入国停止

「水際対策強化に係る新たな措置（１９）」（令和３年 11 月５日）（以下「措置（１９）」という。）２．に基づく、外国人の新規入国に係る、受入責任者から業所管省庁への申請の受付及び当該業所管省庁の帰国・入国前の事前の審査を、本年 12 月 31 日までの間停止し、業所管省庁から受入責任者に対する新たな審査済証の交付を行わないこととする。本年 11 月 30 日以降、本年 12 月 31 日までの間、この仕組みによる外国人の新規入国を拒否する。

３．有効なワクチン接種証明書保持者に対する行動制限緩和措置の見直し

（１）「措置（１９）」１．に基づく、有効なワクチン接種証明書保持者の特定行動に係る、受入責任者から業所管省庁への申請の受付及び当該業所管省庁の帰国・入国前の事前の審査を、本年 12 月 31 日までの間停止し、業所管省庁から受入責任者に対する審査済証の交付を行わないこととする。

（２）「水際対策強化に係る新たな措置（１８）」（令和３年９月 27 日）１．及び２．に基づく措置を、本年 12 月 31 日までの間、停止する。

４．モニタリングの強化等

上記１の指定国・地域からの帰国者・入国者について、入国者健康確認センターの健康フォローアップを強化するとともに、変異株サーベイランス体制を強化する。

５.入国者総数の引下げ

日本に到着する航空便について、既存の予約について配慮しつつ、新規予約を抑制する。

（注１）上記１に基づく措置は、令和３年 11 月 30 日午前０時（日本時間）から行うものとする。

（注２）上記１に基づく指定国・地域については、措置の対象となる国・地域の指定、指定内容の変更及び指定の解除について、外務省及び厚生労働省において確認の都度、別添の書式で公表することとする。

（注３）上記２に基づく措置は、令和３年 11 月 30 日午前０時（日本時間）から行うものとする。ただし、本年 11 月 30 日午前０時前に外国を出発し、同時刻以降に到着した者は対象としない。

（注４）上記３（１）に基づく措置は、令和３年 11 月 30 日午前０時（日本時間）から行うものとする。

（注５）上記３（１）に基づく措置における、令和３年 12 月１日午前０時（日本時間）以降に帰国・再入国等する者については「措置（１９）」１．に基づく特定行動を認めない。

（注６）上記３（２）に基づく措置は、令和３年 12 月１日午前０時（日本時間）以降に帰国・再入国等する者に適用

する。

（注７）上記４に基づく措置は、令和３年 11 月 30 日午前０時（日本時間）から行うものとする。

（注８）上記５に基づく措置は、令和３年 12 月１日午前０時（日本時間）から行うものとする。

（以上）

参考

# 水際対策強化に係る新たな措置（１９）
# （ワクチン接種証明書保持者に対する入国後の行動制限及び外国人の新規入国制限の見直し）

令和３年 11 月５日

１．ワクチン接種証明書保持者に対する入国後４日目からの行動制限の見直し

「水際対策強化に係る新たな措置（１７）」（令和３年９月 17 日）（以下「措置（１７）」という。）１．（３）の指定国・地域、措置（１７）２．の指定国・地域、又は措置（１７）の指定国・地域以外の国・地域（非指定国・地域）から帰国・入国する者であって、新型コロナウイルス感染症に対するワクチン接種証明書（「水際対策強化に係る新たな措置（１８）」（令和３年９月 27 日）（以下「措置（１８）」という。）において有効と定めているもの。）を保持しているもののうち、下記（１）～（４）のいずれかに該当し、特定の省庁（原則として受入責任者の業を所管する省庁。以下「業所管省庁」という。）から指定された誓約書及び活動計画書を含む申請書式を日本国内に所在する受入責任者から当該業所管省庁へ提出し、当該業所管省庁から帰国・入国前に審査を受けた者については、入国後 14 日目までの待機施設等（受入責任者が確保する待機施設又は自宅をいう。以下同じ。）での待機期間中、入国後３日目以降に改めて自主的に受けた検査（PCR 検査又は抗原定量検査）の陰性の結果を厚生労働省に届け出た場合、入国後４日目以降の残りの待機施設等での待機期間中、活動計画書の記載に沿った活動（以下「特定行動」という。）を認めることとする。

また、特定行動が認められる者の親族について、当該者と同一の行程で入国し、同一の受入責任者の管理を受ける親族については、下記（１）～（４）のいずれにも該当しない場合であっても、上記の要件を全て満たす場合には、特定行動を認めることとする。

（１）日本人の帰国者
（２）在留資格を有する再入国者
（３）商用目的又は就労目的の短期間の滞在（３月以下）の新規入国者
（４）緩和が必要な事情があると業所管省庁に認められた長期間の滞在の新規入国者

２．外国人の新規入国制限の見直し

外国人の新規入国については、「水際対策強化に係る新たな措置（４）」（令和２年 12 月 26 日）１の措置に基づき、原則として全ての国・地域からの新規入国を一時停止し、「特段の事情」がある場合に限り、新規入国を認めることとしているところ、下記（１）又は（２）の新規入国を申請する外国人については、業所管省庁から指定された誓約書及び活動計画書を含む申請書式を日本国内に所在する受入責任者から当該業所管省庁へ提出し、当該業所管省庁から事前に審査を受けた場合、「特段の事情」があるものとして、新規入国を原則として認めることとする。

（１）商用目的又は就労目的の短期間の滞在（３月以下）の新規入国
（２）長期間の滞在の新規入国

３．上記措置の適用

上記１及び２に基づく措置の適用には、受入責任者から業所管省庁に対して、実施要領（内閣官房、法務省、外務省及び厚生労働省において作成し別途公表）に沿って、誓約書や活動計画書を含む申請書式を提出し、業所管省庁の事前の審査を受ける必要がある。

（注１）上記に基づく措置は、令和３年 11 月８日午前 10 時（日本時間）以降に帰国・入国する者で、事前に業所管省庁の審査を受けた者を対象とする。

（注２）上記１に基づく措置は、本邦への帰国日前又は上陸申請日前 14 日以内に上記１で定める国・地域にのみ滞在歴のある者を対象とする。

（注３）上記に基づく措置における受入責任者とは、入国者を雇用する又は入国者を事業・興行のために招へいする企業・団体等をいう。

（注４）上記に基づく措置に関する問い合わせ先及び各省庁の申請窓口は内閣官房、法務省、外務省又は厚生労働省のホームページを参照のこと。

（注５）上記１に基づく措置の対象となる者であっても、措置（１８）に基づく自宅等待機期間の短縮のためには、措置（１８）の定めにより、入国後 10 日目以降に改めて自主的に受けた検査の陰性の結果を別途厚生労働省に届け出る必要がある。

（以上）

参考

水際対策強化に係る新たな措置（１８）
（ワクチン接種証明書保持者に対する入国後・帰国後の待機期間について）

令和３年９月 27 日

１．一部の国・地域からの入国者及び帰国者の自宅等待機期間について

「水際対策強化に係る新たな措置（１７）」（令和３年９月 17 日）（以下、「措置（１７）」）の１．（３）の指定国・地域、措置（１７）の２．の指定国・地域又は措置（１７）の指定国・地域以外の国・地域から入国・帰国する、新型コロナウイルス感染症に対するワクチン接種証明書（外務省及び厚生労働省において有効と確認したもの。以下同様。）を保持している者については、入国後 10 日目以降に改めて自主的に受けた検査（PCR 検査又は抗原定量検査）の陰性の結果を厚生労働省に届け出た場合、入国後 14 日目以前であっても、自宅等での残余の待機の継続を求めないこととする。

２．一部の国・地域からの入国者及び帰国者の施設待機について

措置（１７）の１．（３）の指定国・地域又は措置（１７）の２．の指定国・地域から入国・帰国する、新型コロナウイルス感染症に対するワクチン接種証明書を保持している者については、検疫所が確保する宿泊施設での待機及び入国後３日目の検査を求めないこととする。

（注１）上記に基づく措置は、令和３年 10 月１日午前０時（日本時間）以降に入国・帰国する者を対象とする。

（注２）上記に基づく措置において有効と認められる新型コロナウイルス感染症に対するワクチン接種証明書は別添の定めるところによるものとし、変更が生じた場合は外務省及び厚生労働省にて改訂版を作成の上、公表する。

（以上）

参考

水際対策強化に係る新たな措置（１７）
（水際対策上特に対応すべき変異株等に対する指定国・地域について）

令和３年９月 17 日

１．水際対策上特に対応すべき変異株に対する指定国・地域

水際対策上特に対応すべき変異株に関する知見、各国・地域における流行状況、日本への流入状況などのリスク評価、ワクチンの有効性等を踏まえ、各国・地域からの流入リスクを総合的に判断し、本措置に基づく別途の指定に沿って、「水際対策上特に対応すべき変異株に対する指定国・地域」として、下記の追加的措置を実施することとする。

（１）別途指定する国・地域からのすべての入国者及び帰国者に対し、当分の間、検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）での 10 日間の待機を求める。その上で、入国後３日目、６日目及び 10 日目に改めて検査を行い、いずれの検査においても陰性と判定された者については、検疫所が確保する宿泊施設を退所し、入国後 14 日目までの間自宅等での待機を求めることとする。

また、このうち別途指定する国・地域からの在留資格保持者の再入国は、当分の間、特段の事情がない限り、拒否することとする。

（２）別途指定する国・地域からのすべての入国者及び帰国者に対し、当分の間、検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）での６日間の待機を求める。その上で、入国後３日目及び６日目に改めて検査を行い、いずれの検査においても陰性と判定された者については、検疫所が確保する宿泊施設を退所し、入国後 14 日目までの間自宅等での待機を求めることとする。

また、このうち別途指定する国・地域からの在留資格保持者の再入国は、当分の間、特段の事情がない限り、拒否することとする。

（３）別途指定する国・地域からのすべての入国者及び帰国者に対し、当分の間、検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）での３日間の待機を求める。その上で、入国後３日目に改めて検査を行い、陰性と判定された者については、検疫所が確保する宿泊施設を退所し、入国後 14 日目までの間自宅等での待機を求めることとする。

２．水際対策上特に対応すべき変異株以外の新型コロナウイルスに対する指定国・地域

上記１．に基づく指定国・地域以外の国・地域のうち、新型コロナウイルスに関する知見、各国・地域における流行状況、日本への流入状況などのリスク評価、ワクチンの有効性等を踏まえ、各国・地域からの流入リスクを総合的に判断し、流入リスクが高いと判断される国・地域からのすべての入国者及び帰国者に対し、本措置に基づく別途の指定に沿って、「水際対策上特に対応すべき変異株以外の新型コロナウイルスに対する指定国・地域」として、当分の間、検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）での３日間の待機を求める。その上で、入国後３日目に改めて検査を行い、陰性と判定された者については、検疫所が確保する宿泊施設を退所し、入国後 14 日目までの間自宅等待機を求めることとする。

（注１）上記に基づく措置は、令和３年９月 20 日午前０時（日本時間）から行うものとし、同日時までは「水際対策強化に係る新たな措置（１５）」（令和３年６月 28 日）及び「水際対策強化に係る新たな措置（１６）」（令和３年７月６日）による水際対策上特に懸念すべき変異株等に対する指定国・地域への指定及び措置を継続する。令和３年９月 20 日午前０時からの上記に基づく措置の実施に伴い、「水際対策強化に係る新たな措置（１５）」（令和３年６月 28 日）及び「水際対策強化に係る新たな措置（１６）」（令和３年７月６日）による水際対策上特に懸念すべき変異株等に対する指定国・地域への指定及び措置はすべて廃止する。

（注２）上記における水際対策上特に対応すべき変異株は、ワクチンの効果を減弱させる又はワクチンの効果が不明なもの等の変異株とする。当該変異株の指定及び指定の解除については、外務省及び厚生労働省において確認の都度、別添１の書式で公表することとし、「水際対策強化に係る新たな措置（１５）」（令和３年６月 28 日）の別添１の書式は廃止する。

（注３）上記に基づく指定国・地域については、措置の対象となる国・地域の指定、指定内容の変更及び指定の解除について、外務省及び厚生労働省において確認の都度、別添２の書式で公表することとし、「水際対策強化に係る新たな措置（１６）」（令和３年７月６日）の別添の書式は廃止する。

（注４）上記に基づく措置は、本邦への帰国日又は上陸申請日前 14 日以内に上記に基づく指定国・地域における滞在歴のある者を対象とする。

（注５）上記に基づいて、令和３年９月 18 日以降に指定された国・地域については、検疫所長の指定する場所での待機は指定日の３日後の日の午前０時から実施し、在留資格保持者の再入国の原則拒否は指定日の２日後の日の午前０時から実施する。また、今後、上記に基づく指定内容の変更及び指定の解除について、検疫所の指定する場所での待機に係る指定内容の変更及び指定の解除は公表日の３日後の日の午前０時から実施し、在留資格保持者の再入国の原則拒否に係る指定内容の変更及び指定の解除は公表日の２日後の日の午前０時から実施する。

（注６）上記に基づく在留資格保持者の再入国の原則拒否について、指定日の翌日までに再入国許可をもって出国した「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」又は「定住者」の在留資格を有する者が、当該措置対象国・地域から再入国する場合は、原則として、特段の事情があるものとし、また、指定日の２日後以降に出国した者については、この限りではない。なお、「特別永住者」については、この再入国拒否対象とはならない。

（以上）